

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第523号)

平成19年12月18日

横 情 審 答 申 第 523 号

平 成 19 年 12 月 18 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年7月4日まち建企第650号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「特定日付、特定マンションの構造耐力検討書」の非開示決定に対する異
議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定日付、特定マンションの構造耐力検討書」を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定日付、特定マンションの構造耐力検討書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年5月7日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第3号に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書は、構造計算書に偽装がないか確認するために再計算した結果を記した書類であるが、その内容は特定マンション（以下「本件建築物」という。）の建築確認申請の際に提出された構造計算書と同様のものである。したがって、建築確認図面と同様、本件建築物の区分所有者の財産に属するものであるから、区分所有者の個人に関する情報であり、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第2項の規定により公にされている不動産登記簿並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2及び同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項の規定により閲覧に供されている建築計画概要書等一般に入手可能な情報と照合することにより、本件建築物の区分所有者である特定の個人が識別されることとなることから、本号本文に該当する。

また、構造計算書は建物の構造を数値化して記しており、建築士などがこの数値を検証することにより建物の内部の状況を詳細に把握することが可能であることから、たとえ個人を識別することはできなくても、公にすることにより個人の財産が侵害されるなど個人の権利利益を害するおそれもあるため、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないことから非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

建築主から設計の依頼を受けた設計事務所は、建築主の意向に沿いながら、建築物として法令に適合した安全な設計を行わなければならない。設計者は、構造計算結果を基に安全性を確保するとともに、建築主の意向を取り入れるため創意・工夫をこらして設計をしている。壁の厚さ、柱の太さ、鉄筋量などの安全性と経済性や意匠とのバランスによって設計された建築物は、設計者の技術的ノウハウを集積した結果であり、構造計算は、単に安全性を確認するための計算結果ではない。本件において再計算を行った特定会社（以下「本件施工業者」という。）は構造設計時の設計事務所ではないが、再計算に当たっては、本件建築物の図面を基としており、本件申立文書を公開することは、これらの情報が他の事業者等に知られることとなり、当該法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上の地位を害することとなることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件建築物の保有水平耐力比を0.63とした横浜市の判断理由（構造計算書の入力値等）の開示を求める。
- (2) 特定個人A元建築士による構造計算書の偽装により、全国で耐震強度の基準（保有水平耐力比が1.0）を満たしていない建物が確認され、該当する建物について再計算が行われた。本件建築物もその一つで、横浜市が本件施工業者に依頼して再計算した結果、保有水平耐力比は0.63であることが公表されている。
- (3) しかしながら、住民の要請で第三者の建築士による再調査が行われ、耐震偽装事件後にできた「構造計算適合性判定員」が再計算を行った所、横浜市（本件施工業者）が出した0.63とは大きく異なる0.21～0.48という再計算結果が出た。「本件建築物の住民、およびマンションの倒壊等で影響を被る危険性のある近隣住民の生命にかかわる非常に重要な問題のため、一刻も早く実際の耐震強度を調べるべき」とする専門家は今年4月にこの情報を横浜市に伝えている。
- (4) 横浜市は再計算の結果に「誤差」が生じたことを把握してから丸2ヶ月以上経った現在でも、0.21～0.48という専門家の再計算結果に対して一切コメントをしていない。その一方で0.63という当初の再計算結果が正しいと主張しながらも、その再計算が正しく行われたことを示す「入力値」や「仮定条件」については「全て非開

示」という理解しがたい姿勢を貫いている。

- (5) 通常の建物の場合は当該法人のノウハウを含む情報であり、耐震強度の詳細を開示することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、その情報は非開示とされるべきであるが、本件建築物は耐震強度が偽装された物件であり、横浜市はその安全性を客観的に判断し、詳細を速やかに公表すべき立場にある。
- (6) 横浜市にやましい部分がないのであれば、0.63の根拠は公表できるはずであり、耐震強度に「誤差」が生じた理由が明確になることで、マンション住民、近隣住民が無用の心配をする必要もなくなることを考えると、横浜市は一刻も早く0.63の根拠および計算の前提条件となる入力値、仮定条件を開示して、再計算結果に「不正」や「不適切な工学的判断」がなかったことを証明するべきである。
- (7) そもそも、今回の耐震偽装問題はある程度幅のあった「適切な工学的判断」を悪用した「不適切な工学的判断」が原因のひとつであり、再計算で再び「不適切な工学的判断」が行われていないか、横浜市はチェックする立場にある。
- (8) 現在、仮定条件にあいまいな部分があれば「安全側」に検討することが求められ、本件建築物で認められていた「縦連層開口耐力壁」が今後は「開口耐力壁」と取り扱ってはいけないとされていることも当然無視することはできない。
- (9) 構造計算の基準が大幅に見直されるなかで行われた再計算に問題はなかったのか。0.63という数字が今でも横浜市が自信をもって開示できる数字なのか。入力値を開示できない0.63という強度は正しいのか。建て替えか、耐震補強かを判断する上で重要な再計算の結果になぜここまでばらつきが出たのかを横浜市は説明するべきであり、実際にはどの程度の耐震強度があるのかを住民だけでなく市民、国民に説明すべきであり、全部非開示とする横浜市の判断は極めて不当であると考えます。
- (10) 建築基準法が改正され、これまで不明確だった構造計算プロセスの検証法がルール化されても、横浜市のようにその根拠（仮定条件や入力値）すら示さない自治体が増えれば、耐震強度の偽装によって失われた建物の安全性に対する信頼を回復することは永久に不可能である。

5 審査会の判断

(1) 耐震強度偽装事件について

建築主は、建築物を建築しようとする場合、建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は指定確認検査機関による建築確認を受け、建築確認済証の交付を受けなければならない。また、一定の高さを超える建築物等は、建

建築確認の際に、地震や風力などの振動及び衝撃に対する構造の安全性について、構造計算を行う必要がある。

平成17年11月に発覚した耐震強度偽装事件は、建築基準関係規定に適合しない建築物が設計され、適合しているように見せるために、構造計算書の改ざんが行われたものである。実施機関などの関係特定行政庁は、国土交通省の要請により、耐震強度偽装が疑われる建築物について構造計算書等を基に建築物の構造上の耐震性を表す保有水平耐力を算定し、耐震性を検証した。耐震性基準は、建築基準関係規定により必要保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率（以下「保有水平耐力比」という。）が1.0以上とされている。また、国土交通省と関係特定行政庁で構成される連絡協議会では、震度5強程度の地震で倒壊するおそれがあるものとして建築基準法による使用禁止命令などの措置を講ずる目安を、保有水平耐力比0.5未満とすることを申し合わせている。

(2) 本件申立文書について

本件建築物は、特定個人A元一級建築士により構造計算書の改ざんが行われ、耐震性検証において建築基準関係規定で定める耐震性基準を下回ることが確認された物件である。耐震性検証のため、実施機関の指示により、入居済みであった本件建築物の建築確認変更図を基に本件施工業者が再計算を行い、その結果、算出された保有水平耐力比が0.63である。本件申立文書は、当該再計算の一連の記録であり、建物全体及び各階の保有水平耐力比、構造計算の入力値、仮定条件等その他当該再計算の根拠となる情報、計算過程等が記録されている。また、本件申立文書には再計算の基となった建築確認変更図は含まれていない。

(3) 本件建築物及び本件異議申立てに係る経緯について

当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

ア 平成17年11月

(ア) 耐震強度偽装事件が発覚した。

(イ) 実施機関は、耐震強度偽装の疑いのある市内の建築物について耐震性の検証作業を開始した。

イ 平成17年12月

(ア) 本件施工業者が本件建築物の保有水平耐力比の再計算を行い、0.63を算出し、本件申立文書を実施機関に提出した。

(イ) 実施機関は、本件建築物が耐震強度偽装物件であること、本件建築物の名称

及び本件建築物の保有水平耐力比が0.63であることを公表した。

ウ 平成19年 3月

本件建築物の管理組合から保有水平耐力比の再計算等を依頼された設計事務所
が、本件建築物の保有水平耐力比を0.21～0.48とする報告書を作成した。

エ 平成19年 4月

本件請求が行われた。

オ 平成19年 5月

実施機関は、本件請求に対し、本件処分（非開示決定）を行った。

カ 平成19年 6月

(ア) 申立人が、本件処分（非開示決定）に対し、本件異議申立てを提起した。

(イ) 実施機関が最新の条件を反映して再び構造計算を行い、保有水平耐力比が
0.53になることを公表した。

(4) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事
業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公
にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な
利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定し
ている。

イ 実施機関は、本件申立文書には法人の技術的ノウハウが含まれており、これら
の情報を開示すると、当該法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上
の地位を害することとなり、本号アに該当すると主張しているため、平成19年 8
月 8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件申立文書に含まれている技術的ノウハウは、本件建築物を設計した設計
事務所のものではなく、保有水平耐力比0.63を算出した本件施工業者のノウハ
ウである。

(イ) 構造計算は、機械的に数値を当てはめるというものではなく、その図面をど
のように数値化するか、またその数値をどの構造計算ソフトウェアを使って、
どのような条件で計算するのかということについても、計算を行う者それぞれ
の独自のやり方がある。したがって、構造計算をどのように行ったのかという
ことについては、ノウハウに当たるものである。

(ウ) 申立人は、入力値と仮定条件の開示を求めているが、本件申立文書には、前

記のノウハウ情報が混在していることから、それらの情報だけを分離して開示することはできない。

(イ) これまで、本件建築物の居住者に対しては説明会を行った。また、本件建築物全体としての保有水平耐力比を平成17年に0.63と公表し、平成19年には0.53と公表した。本件建築物の名称も併せて公表している。

保有水平耐力比の数値などは、本件建築物の区分所有者の財産に関する情報であり個人に関する情報に当たるものと考えるが、居住者、周辺住民等の安全性への不安や特定行政庁としての説明責任などを考慮し、公表したものである。しかし、本件申立文書には、建築物全体の保有水平耐力比よりも詳細な情報である各階の数値なども記録されており、これらの情報を開示すると各階の耐震性がわかってしまうことから、情報公開制度に基づく開示はできないものと考えている。

(オ) また、本件建築物の名称は、これまで何度も報道されており、本件建築物の居住者はそのことに不快感を抱いていると認識している。そのため、本件申立文書が開示されると、本件建築物について再び報道される可能性もあり、その場合には、開示したことに対し、居住者の理解が得られるとは思えない。現在、居住者と横浜市との間では、本件建築物を補強するか建て替えを行うかなど今後の対応についての協議が継続している。本件建築物の建築確認を横浜市が行ったこともあり、必ずしも居住者との信頼関係が保たれているわけではないが、現在は徐々に信頼関係を築きつつあるところであり、このような状況も考慮していただきたい。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

一般的に、建築物の建築に際して設計者は、建築物の機能性、意匠性、経済性等の様々な条件を考慮し、創意と工夫をこらして設計図面等を作成する。次に、その設計に基づく建築物が建築基準関係規定に適合し、地震や風力などの振動及び衝撃に対して耐え得るものであるかを確認する。その確認作業が構造計算であり、構造計算の一連の計算の記録をまとめたものが構造計算書である。設計者は、前記条件を考慮しつつ、建築基準関係規定に適合する耐震性能を確保した設計を行うこととなる。

このように、構造計算書その他の設計図書は、設計者がその知識と技能を駆使し、創意と工夫をこらして作成したものであり、そこに記録されている情報には

設計者の技術的ノウハウが含まれていると考えられるものである。そのため、構造計算書は、開示すると他の事業者等に設計上の技術的ノウハウが知られることとなり、設計者である法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示とすべき情報であると考ええる。

一方、本件申立文書をみてみると、構造計算の一連の計算の記録という意味においては、一般の構造計算書の一部と同じであるが、本件申立文書は本件施工業者以外の者が設計し、建築済みであった本件建築物の図面を基に、改めて保有水平耐力比を再計算した記録であるから、構造設計時に作成される一般的な構造計算書とは異なるものである。そのため、本件申立文書に再計算を行った本件施工業者の技術的ノウハウが含まれているとしても、それは一般的な構造計算書に含まれる設計者の技術的ノウハウとは性質を異にするものである。

当審査会としては、本件建築物の図面から再計算の入力値や仮定条件を導き出すに当たって、本件施工業者が、その有する知識、技能等を用いたことは否定しないが、本件申立文書は本件施工業者以外の設計者が作成した既存建築物の図面を基に再計算した記録にすぎないから、一般的な構造計算書に含まれる設計者の技術的ノウハウと同程度のものとはいえず、かつ、前記のとおりその性質も異にするものであることから、本号により保護するに値する利益が存在すると認めることはできない。したがって、本件申立文書を公にしたとしても、本件施工業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、本件申立文書は本号アに該当しない。

(5) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書は、区分所有者の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、非開示としたとしている。

ウ 本件申立文書は、既存建築物の建築確認変更図を基に、改めて構造計算した一連の計算の記録であるから、構造設計時に作成される一般的な構造計算書とは異なるものではあるが、区分所有者の財産に関する情報という点では同じであり、個人に関する情報であると解される。

さらに、本件請求は本件建築物を特定して行われたものであるため、不動産登記法第119条第2項の規定により公にされている不動産登記簿並びに建築基準法第93条の2及び同法施行規則第11条の4第1項の規定により閲覧に供されている建築計画概要書等一般に入手可能な情報と照合することにより、マンションの区分所有者である特定の個人が識別されることとなる。

したがって、本件申立文書は、本号本文に該当する。

エ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

構造計算書の改ざんにより耐震性能が不足したマンションが設計された耐震強度偽装事件は、対象物件の購入者に精神的・経済的な打撃を与えたのみならず、多くの人々に、自身の住居、建築技術、建築行政等への不安・不信をひき起こす結果となった。特定個人A元一級建築士は、建築基準法違反等の容疑で起訴され、東京高等裁判所は、東京地方裁判所に引き続き、懲役5年及び罰金180万円の実刑判決を言い渡したが、特定個人A元一級建築士が上告したため、現在も裁判継続中である。本来、法令を遵守すべきである建築士が職業倫理を逸脱して構造計算書を改ざんし、建築主事や指定確認検査機関がその改ざんを見抜けなかった当該事件は、建築行政への国民の信頼を大きく失墜させ、社会に及ぼした影響の大きさは計り知れない。さらに、最近では新たな耐震強度偽装事件が相次いで発覚し、さらなる人々の不安を招くところとなっている。このため、当該事件関連の情報は、否応なく世間が注目するところであり、特に、建築基準関係規定の耐震性基準を下回る本件建築物のような物件に関する情報は社会の重大な関心事である。

一般的に保有水平耐力比は、その建築物の所有者個人の財産に関する情報であり、開示すべきものではない。しかし、実施機関は、前記(4)イ(I)の説明のとおり、居住者、周辺住民等の不安や特定行政庁としての説明責任などを考慮して本件建築物の保有水平耐力比を公表していることが認められる。

保有水平耐力比の性質を考えると、前記(3)の経緯で述べたように、同一建築物であっても、構造計算を行う者や構造計算の入力値、仮定条件等により、

数値が大きく異なるものであるから、構造計算の結果である保有水平耐力比の数値だけでは意味をなさず、構造計算の入力値、仮定条件等その他根拠情報、計算過程等の情報と併せてみることにより、はじめて有意義な情報になるものと考えられる。すなわち、構造計算の入力値、仮定条件、計算過程等の情報と計算結果である保有水平耐力比の数値とは、本来、切り離すことができない一体のものと考えられるべきである。

また、前記の強い社会的要請に応えて社会不安を少しでも払拭するためにも、行政としての説明責任を果たす意味においても、保有水平耐力比の根拠情報等については、可能な限り公にされるべきものである。

これらのことを考え合わせると本件建築物の保有水平耐力比0.63が公表されたときに、本件申立文書に記録された保有水平耐力比の根拠情報等は公にすることが予定されたものになったと解することが相当であり、本号ただし書アに規定するところの慣行として公にすることが予定されている情報というべきである。

したがって、本件申立文書は、本号ただし書アに該当するものとして、開示すべきである。

なお、各住戸の間取り、開口部、室名等が記録されている建築物の図面については、第三者に侵入されるなどして、個人の財産が侵害されるおそれがあることから、たとえ再計算を行う際の根拠情報であっても開示できないものであるが、本件申立文書には図面は含まれていない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第3号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年7月4日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年7月6日 (第43回第三部会)	・諮問の報告
平成19年7月11日 (第107回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年7月25日 (第108回第二部会)	・審議
平成19年7月26日 (第110回第一部会)	・諮問の報告
平成19年8月8日 (第109回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成19年8月24日 (第110回第二部会)	・審議
平成19年9月12日 (第111回第二部会)	・審議
平成19年10月26日 (第114回第二部会)	・審議
平成19年11月9日 (第115回第二部会)	・審議
平成19年11月30日 (第116回第二部会)	・審議